

木造住宅等の下部に基礎掘込み型または半地下式のRC造車庫（等） を設ける場合の構造上の取扱いについて

法第20条

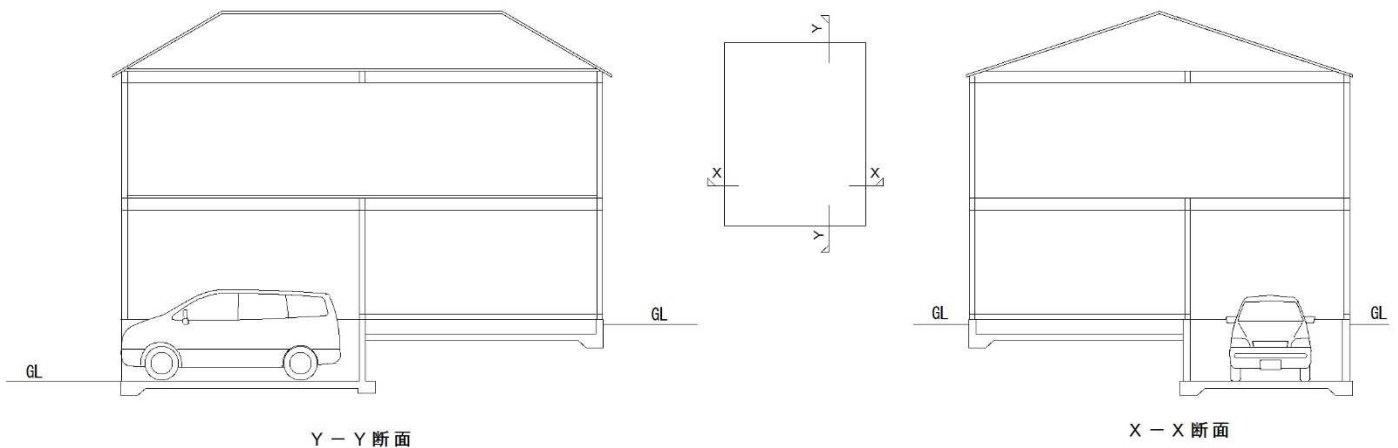
近年、木造の住宅等の下部に、天井または床スラブの無いRC造の車庫（等）を設ける例が増えています。

当協会では、RC造部分の構造上の取り扱いを整理し次の様に取り扱うこととしました。

なお、これに伴い「地階又は半地下階に車庫等がある混用木造建築物の構造について」は廃止します。

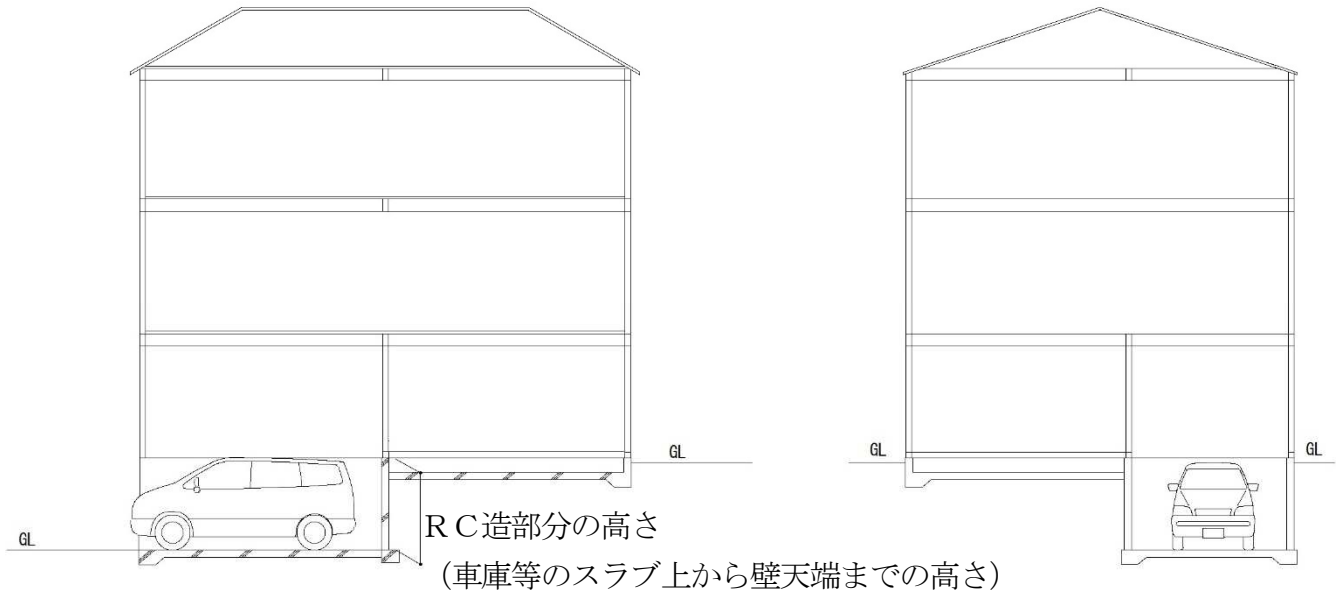
また、今後、特定行政庁による取扱いが定められた場合にはそれに従うこととなります。

(1) 上部構造が2層など特例有4号の場合



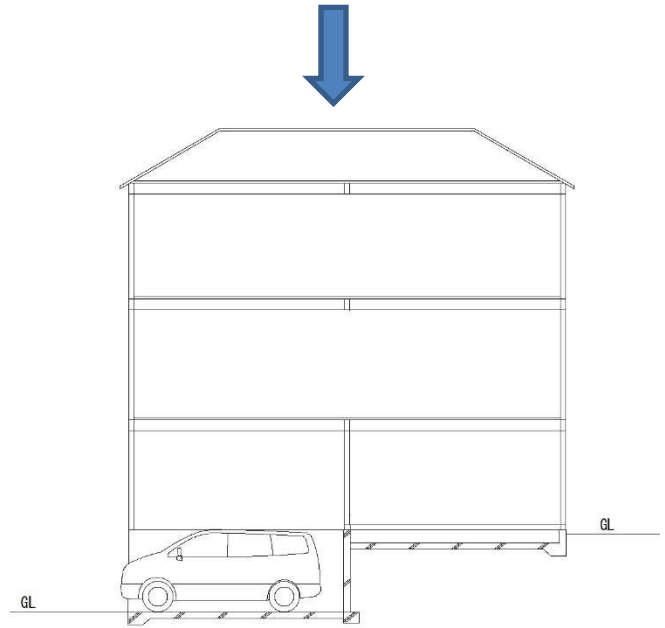
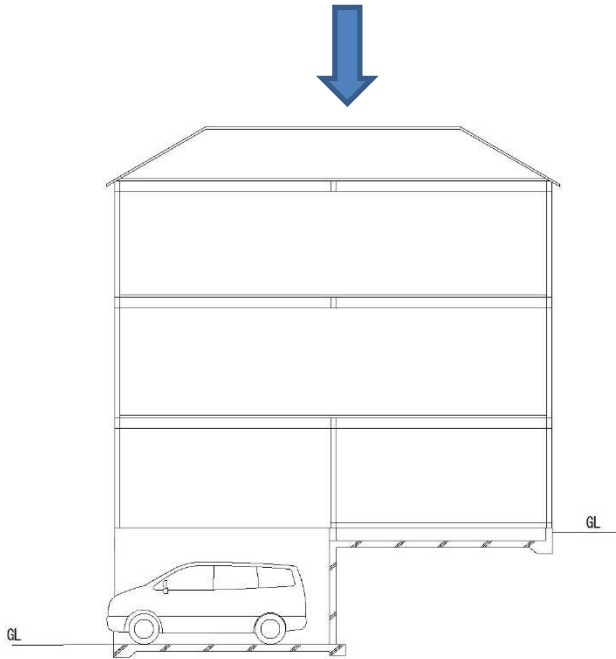
- ・RC造部分を含めて全体で特例有4号として扱います。
- ・従って、RC造部分の構造上の安全性は設計者判断になります。
- ・確認申請上、審査の対象とはなりません。

(2) 上部構造が3層など特例有4号以外の場合



RC造部分の高さが1.4mを超える場合

RC造部分の高さが1.4m以下の場合



RC造の地下部分を木造建築物の基礎として扱うことはできません。

原則として

WRC構造として扱うことはできませんのでラーメン構造の構造計算を行ってください。

なお、この原則により難しい場合は、構造担当までご相談ください。

RC造の地下部分を木造建築物の基礎として扱います。